



# HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	北海道水田地域における地域条件に応じた生産組織化に関する研究 : 当別町を事例として
Author(s)	小松, 知未; Komatsu, Tomomi
Citation	農業経営研究, 32, 1-17
Issue Date	2010-01
Doc URL	<a href="https://hdl.handle.net/2115/42729">https://hdl.handle.net/2115/42729</a>
Type	departmental bulletin paper
File Information	HJFM32_001.pdf



# 北海道水田地域における 地域条件に応じた生産組織化に関する研究 －当別町を事例として－

小松 知未

1. はじめに
2. 水田農業構造改革対策下における生産組織化の推進
3. 当別町における生産組織化の推進による担い手確保対策
4. 担い手存在地域における共同作業組織による個別経営補完
  - 1) 地域の概況と課題
  - 2) 組織化の動向と担い手確保状況
  - 3) 組織活動の実態
  - 4) 組織活動により発揮されている機能
  - 5) 今後の展開と組織活動の課題
5. 担い手不足地域における地域包括型組織による地域農業再編
  - 1) 地域の概況と課題
  - 2) 組織化の動向と担い手確保状況
  - 3) 組織の活動実態
  - 4) 組織活動により発揮されている機能
  - 5) 今後の展開と組織活動の課題
6. おわりに

## 1. はじめに

2004年より開始された新しい米政策では、従来の全戸を対象とした政策から「担い手」を明確化し重点的に支援する選別政策へと移行した（註1）。しかし現在、北海道の主業農家であっても個別経営として「経営耕地面積が10ha以上の認定農業者」という担い手要件を満たす戸数は限られている。そこで、「一定期間内に法人化する集落営農組織」を設立し組織経営体を担い手として育成していく動

きが注目されている。

1990年代以降の北海道水田地帯における生産組織化に関する研究をみると、かねてから組織活動が活発な地域を対象としたものが多く、近年の生産組織化や組織法人化を分析する視点が、農地問題や土地利用再編問題に限られていた(註2)。そのため、水田農業構造改革対策下において、担い手確保対策と連動して進められている組織化の動向と実態は、十分に把握されているわけではない。

そこで生産組織化による担い手の育成という視点から、担い手の存在状況に応じる多様な組織化を論じる必要がある。本稿では、水田農業構造改革対策下において、強力に組織化を進める方針を打ち出した当別町を事例とし、2004年以降におこった新たな組織化の動向を示す。また、担い手の存在状況が違う2地区を対象として、地域の状況を踏まえた生産組織化の実態とその意義を示すことを課題とする。

## 2. 水田農業構造改革対策下における生産組織化の推進

2005年現在、北海道水田地帯において担い手要件を満たしうる10ha以上層の戸数割合は38.8%であり、個別経営として支援を受けることができる戸数は限られている(註3)。一方、水田農業構造改革対策下において、地域の実情に即し協議会ごとに策定された地域水田農業ビジョンでは、任意組織の構成員を「ビジョン担い手」として位置づける動きが見られる。

農林水産省が2004年7月に全ての協議会を対象に実施したアンケート調査によると、北海道の主要な水田地帯である石狩・空知・上川の3支庁では61協議会が発足しており、半数以上の35協議会では組織構成員を担い手に加えている。回答時点で、担い手に該当する組織構成員が存在した21地域を表1に示した。これらの地域の中で、担い手となった組織構成

表1 地域水田農業ビジョンにおいて組織構成員を担い手とした割合

協議会主体	03年 総農 家数 (戸)	担い手数			担い手割合	
		個別 経営 (戸)	組織 (組織)	構成 員数 (戸)	個別 経営 (%)	組織 構成員 (%)
中富良野町	525	249	44	398	47.4	75.8
風連町	530	469	30	283	88.5	53.4
当別町	884	329	56	384	37.2	43.4
北野地区	150	90	6	59	60.0	39.3
月形町	298	178	24	101	59.7	33.9
神居地区	263		11	64		24.3
比布町	431	111	3	99	25.8	23.0
旭川中央地区	106	21	5	22	19.8	20.8
厚田村	144	116	4	26	80.6	18.1
江別市	706	293	18	91	41.5	12.9
西神楽	650	170	14	67	26.2	10.3
由仁町	534	275	5	50	51.5	9.4
当麻町	658	393	3	46	59.7	7.0
剣淵町	442	345	3	14	78.1	3.2
JAVいわみざわ	2,145	1,045	5	40	48.7	1.9
永山地区	165	82	1	3	49.7	1.8
名寄	392	211	39	...	53.8	...
愛別町	310	190	10	...	61.3	...
江丹別地区	153	21	6	...	13.7	...
幌加内町	168	72	5	...	42.9	...
JAたいせつ	820	298	3	...	36.3	...

資料: 地域水田農業ビジョン等の調査結果(農林水産省04年7月調査実施 北海道庁農政部集計資料)より作成。  
注: ) 個別担い手と組織担い手の割合の合計が100を超える場合は、1経営体が双方にカウントされているものと考えられる。

員割合が 43.4%と高い値を示している当別町に注目し分析対象とする。

### 3. 当別町における生産組織化の推進による担い手確保対策

当別町農業の概況を表2に示した。農家戸数721戸のうち、認定農業者割合は48.9%、10ha以上層の割合は31.6%にとどまっております。多様な規模の農家が混在している。そのため、当別町水田農業推進協議会は、大規模経営の育成に加えて中小規模層を含んだ組織化を推進することで、将来にわたり地域農業を維持していく基盤をつくる方針を打ち出している。

そこで、当別町地域水田農業ビジョンでは、集落型経営体づくりを目標に掲げ、組織の法人化を前提に過渡的な段階として任意組織の構成員を担い手に位置づけている。表3に当別町における「ビジョン担い手」要件を示した。組織の基本要件は、認定農業者1名以上を含む3戸以上で組織を立ち上げ、転作作物の共同作業を行うことである。組織化により機械施設の効率的利用、作物ごとの団地化、栽培管理の統一を進めることを期待しており、その第一歩として転作部門の共同作業に取り組むことを必須要件に掲げている。

この地域水田農業ビジョンを下に運用されている、水田農業構造改革交付金の制度設計をみるため、

表2 当別町及び事例地区の概況(2006年)

	当別町	Y地区	M地区
戸数(戸)	721	44	31
水田面積(ha)	6,416	497	189
認定農業者割合(%)	48.9	70.5	29.0
組織数(組織)	58	3	1
「ビジョン担い手」戸数割合(%)	68.2	79.5	93.5
組織構成員戸数割合(%)	50.3	75.0	93.5
戸あたり水田面積(ha)	8.9	9.2	6.1
経営主60歳以上割合(%)	46.0	38.6	58.1
規模階層別			
5ha以下	41.3	27.3	45.2
農家戸数割合			
5~10ha	27.0	31.8	38.7
(%)			
10ha以上	31.6	40.9	16.1
作付比率			
(%)			
小麦	44.7	43.3	12.8
水稲	27.0	35.4	59.9
牧草	9.0	1.8	17.0
大豆	9.0	6.9	0.0
品目横断的			
組織	17.2	0.0	93.5
経営安定対策			
個別	35.2	68.2	0.0
加入戸数割合(%)	合計	52.4	68.2
		93.5	

資料:JA北いしかり、当別町役場農政課資料により作成。

注:「ビジョン担い手」とは、当別町地域水田農業ビジョンにおいて定義された担い手要件に合致している農家を示す。

表3 当別町地域水田農業ビジョンにおける担い手要件

A 個人				
認定農業者				
経営面積により2区分				
標準:15ha未満 高度:15ha以上				
B 組織				
①特定農業団体及び特定農業法人				
②農業生産法人(3戸以上で設立)				
③任意組織(共同作業組織、作業受託組織)				
基本的な要件を設け、構成員や面積により組織を3区分				
<基本要件>				
組織運営の規約がある				
主要4作業のうち3作業以上の共同作業を行う				
共同作業の対象作物は以下の4作物				
小麦・大豆・小豆・飼料作物				
<組織区分>				
	戸数	認定農業者数	経営面積	共同作業面積
標準	3戸	1人	30ha	10ha
高度	3戸	15ha以上1人	50ha	20ha
大型	5戸	15ha以上2人	80ha	40ha
*下限戸数・人数・面積				

資料:「当別町地域水田農業ビジョン」当別町水田農業推進協議会より作成。

図1に基幹作物である小麦に対する交付単価を「ビジョン担い手」区分別に示した(註4)。個別経営では、認定農業者の中でも経営耕地面積15ha以上の大規模経営を優遇し39,900円/10aの支援を行っている。一方で、組織に参加すれば最高額の48,100円/10aが交付され、規模や認定農業者であるかは問われずに手厚い支援を受けることができる。構成員に対してより高い単価を設定することで組織に参加するインセンティブを大きくしている。

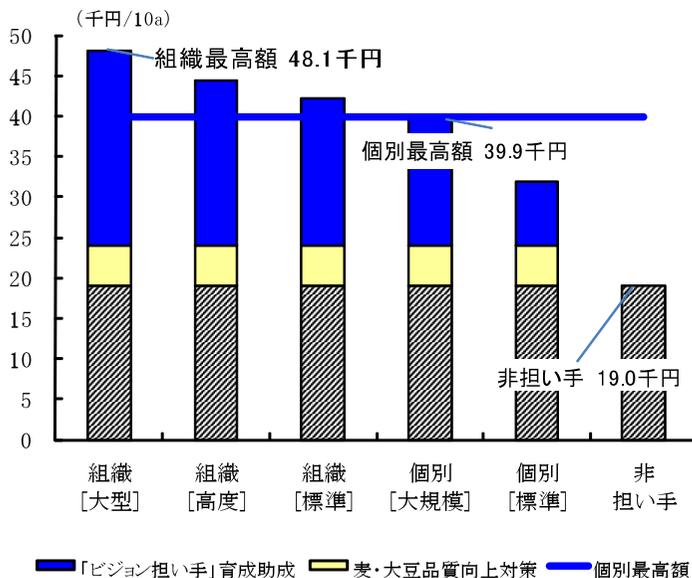


図1 小麦に対する「ビジョン担い手」区分別の交付単価

資料:「2005年度 当別町水田農業推進協議会 総会議案」より作成。

注:) 交付単価は2004年度の実績を示している。

このような組織を重視した制度設計を行った結果、当別町全域において、58の組織が設立された(2006年現在)。ビジョン担い手戸数割合は68%であり、うち組織構成員は59%を占めている。中小規模の非認定農業者19%が組織構成員に組み込まれたため、支援対象が拡大していることが分かる(図2)。2007年に導入される品目横断的経営安定対策へは、そのうち13組織が法人化への具体的計画を示して組織加入している。そのため、非認定農業者5%を含めた水田面積の80%が支援対象となっている(図3)。このように、地域水田農業ビジョン対策下において生産組織化を推進することにより地域農業を支える基盤を町全域に広く確保している。

地区別に見ると全23地区中21地区において1つ以上の組織が活動しており、ほぼ全地区で組織化が進んでいる。しかし、この間の政策転換による影響は認定農業者であるか否かによって異なるため、担い手存在割合により地区ごとに異なる展開を示していると考えられる。そこで、認定農業者が半数以上存在する11地区を担い手存在地域、認定農業者が半数以下の12地区を担い手不足地域とし、それぞれY地区とM地区を取り上げ地域の実情を踏まえた生産組織化の実態とその意義を検討する(註5)。

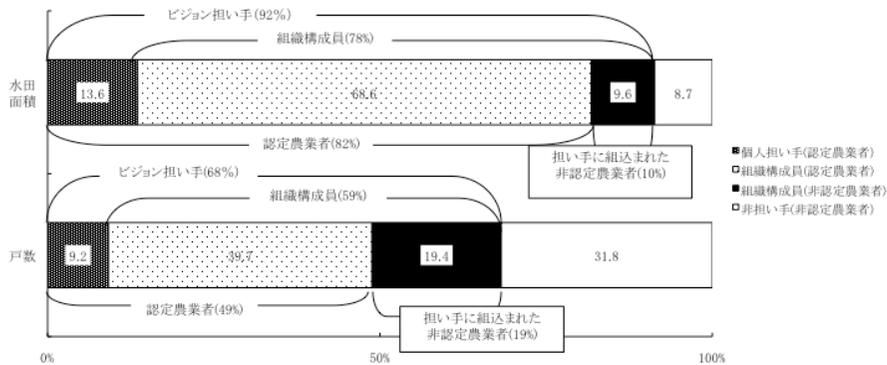


図2 当別町におけるビジョン担い手割合と認定農業者割合 (2006年)

資料:JA北いしかの資料より作成。

注:「ビジョン担い手」とは、当別町地域水田農業ビジョンにおいて示された担い手要件に合致している農家を示す。

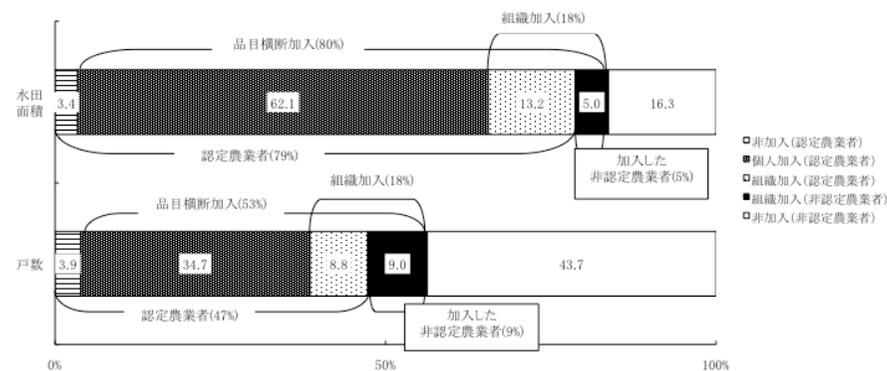


図3 当別町における品目横断的経営安定対策加入割合と認定農業者割合 (2006年12月現在)

資料:JA北いしかの資料より作成。

注:1)品目横断的経営安定対策加入は、H19年産秋まき麦の作付けを行う農業者の加入申請手続き資料から加入農家を特定した。

2)面積・戸数は、2006年4月時点を用いている。

#### 4. 担い手存在地域における共同作業組織による個別経営補完

##### 1) 地域の概況と課題

前掲表2によると、Y地区は農家戸数が44戸で、うち認定農業者が31戸(70.5%)と当別町の中では相対的に認定農業者割合が高い地区である。地区の概況をみると、戸あたり水田面積が9.2haで町平均よりやや大きく、10ha以上の戸数割合は40.9%となっている。土地利用は町平均に近く、基幹作物である小麦の作付比率は43.3%で、ほとんどの経営が小麦に偏重した土地利用を行っている。そのため、小麦部門の合理化、土地利用の改善、新たな収益部門の確立などの経営課題を抱えている。

##### 2) 組織化の動向と担い手確保状況

2004年には当別町地域水田農業ビジョンにおける組織優遇策をうけて3つの

任意組織が設立している（註6）。この3組織は、①2003年までに小麦作業受委託関係のあった農家が中心となり近隣農家を組み込むかたちで設立している、②転作部門の収益確保を目的としている、③構成員数10～11戸で構成員経営面積合計120～170haとなっており前掲表3の「ビジョン担い手」区分における「大型組織」に該当し最高単価による重点的な支援を受けている、という3点で共通している。これら組織の中で、新規に施設園芸部門を立ち上げるなどの新しい活動に取り組む先進的な事例としてY組織に注目する。Y組織は2000年に設立した汎用コンバイン1台を5戸で共同所有する機械利用組合を前身としている。2004年には利用組合構成員5戸と利用組合に小麦収穫作業を委託していた2戸、代表の呼びかけに賛同した近隣の3戸により組織再編を行い11戸でY組織を立ち上げている。

この地区では認定農業者29戸と非認定農業者4戸の合計33戸が組織構成員となり、「ビジョン担い手」割合は認定農業者割合より9.0ポイント高い79.5%である。一方で品目横断的経営安定対策へは、認定農業者がそれぞれ個別経営として加入しており加入戸数割合は68.2%となっている。組織に参加している非認定農業者4戸は組織構成員間の農地貸付や作業委託を行うことで支援対象面積を確保している。

### 3) 組織活動の実態

表4に事例組織の活動概要を示した。2006年現在は、小麦103ha、小豆12ha、大豆7ha、ビート5haの機械作業を共同化している。加えて作業機や園芸用ハウスへの共同投資、体験農場運営、直売所運営を行っている。2004年以前の組織活動は利用組合で小麦収穫作業を共同で行っていたのみであり、それ以外の活動は2004年以降に開始している。組織の共同所有の機械は、利用組合所有の汎用コンバインと2006年に共同出資により購入した防除機2台である。その他の作業機は、構成員

表4 事例組織の活動概要(2006年)

	Y組織	M団体
設立年次	2004年	2006年
前身	Y組合(00年設立)	M組織(04年設立)
形態	任意組織	任意組織 (特定農業団体)
構成員戸数	11戸	29戸
出役	全戸	9戸
オペレータ	男性6名	男性9名
作業方式	専任オペレータ制	専任オペレータ制
補助作業員	男性5名 女性7名	
面積(ha)	161	173
共同作業	小麦103, 小豆12, 大豆7, ビート5	小麦22, 小豆8, 牧草31
組織保有資産	プレハブ事務所 ハウス施設	
共同所有	コンバイン1 防除機 2	総合播種プランター1
主な作業機	構成員より借入(台)	
	トラクター 16 グレンドリル 5 コンバイン 5 乾燥施設 6	トラクター 6 グレンドリル 1 コンバイン 1 乾燥施設 1 防除機 2 ロールベアラー 1
その他の活動	・ニラ共同栽培 ・直売所運営 ・直売用野菜栽培 ・体験農場運営	・農地水環境保全 対策モデル事業 ・エコファーマー登録 ・未整備圃場整備

資料:各組織総会資料,聞き取り調査より作成。

から借入している。

表5に構成員の経営概要を示した。構成員の年齢や経営面積はまちまちであるが、11戸中10戸が認定農業者である。どの経営も転作率が高く小麦に偏重した土地利用を行っている点で共通している。組織の代表は経営面積が24haと最も大きいY1農家である。機械作業は専任オペレータである男性6名が担当し、補助作業員12名を含め11戸の農作業従事者18名全員が組織に出役している。

表5 Y組織構成員の経営概要(2006年)

	役職	認定農業者	労働力		経営面積(ha)	作付面積(ha)							転作率(%)
			経営主年齢(歳)	農業労働力(人)		共同作業			個別作業				
						小麦	小豆	大豆	馬鈴薯	他野菜	水稻	その他	
Y1	代表	◎	46	2	24.3	11.2	2.3	1.8	0.5	0.4	1.2	7.0	92.3
Y2	副	◎	48	1	21.5	20.6				1.0			100.0
Y3		◎	38	1	21.2	18.5						2.7	100.0
Y4	副	◎	60	2	18.7	4.3	1.8	1.7		0.2	7.8	2.9	57.5
Y6		◎	48	1	18.1	18.1							100.0
Y5		○	35	2	13.6	7.1	0.8			0.0	5.7		58.4
Y7		○	58	2	12.0	6.7	1.3	1.3			2.2	0.4	81.2
Y8		○	55	2	10.6	4.4	2.0		1.0		1.5	1.7	75.3
Y9	事務	○	40	2	9.2	3.3	2.8	1.1		0.3	1.7		81.3
Y10		○	53	2	7.6	6.0	0.7			0.9			100.0
Y11			77	1	4.2	3.0		1.2					100.0
合計			51	18	160.9	103.3	11.7	7.1	1.5	2.7	20.0	14.7	86.0

資料:Y組織総会資料,聞き取り調査より作成。

注:)認定農業者には○を,うち「ビジョン担い手」の「高度」に区分される経営耕地面積15ha以上には◎を記し

#### 4) 組織活動により発揮されている機能

担い手が存在する地域において設立されたY組織は,以下のような機能を有している。

第一に,政策適応により最も有利な支援を受けている。図4に組織構成員の小麦販売収入と助成金収入の推計を示している。組織平均をみると,収入合計は114.6千円/10aで,内訳は販売収入22.8千円/10a,麦作経営安定資金42.3千円/10a,産地づくり交付金41.4千円/10a,麦大豆品質向上対策8.1千円/10aとなっている。収入に占める水田農業構造改革交付金(産地づくり交付金と麦大豆品質向上対策)の割合は43.2%と非常に高く,組織化することにより「ビジョン担い手」として有利な支援を受けることが収益確保の前提条件となっている。品目横断的経営安定対策では,2007年に非認定農業者であるY11農家が,Y1農家とY9農家に農地貸付することにより支援対象面積を確保している。

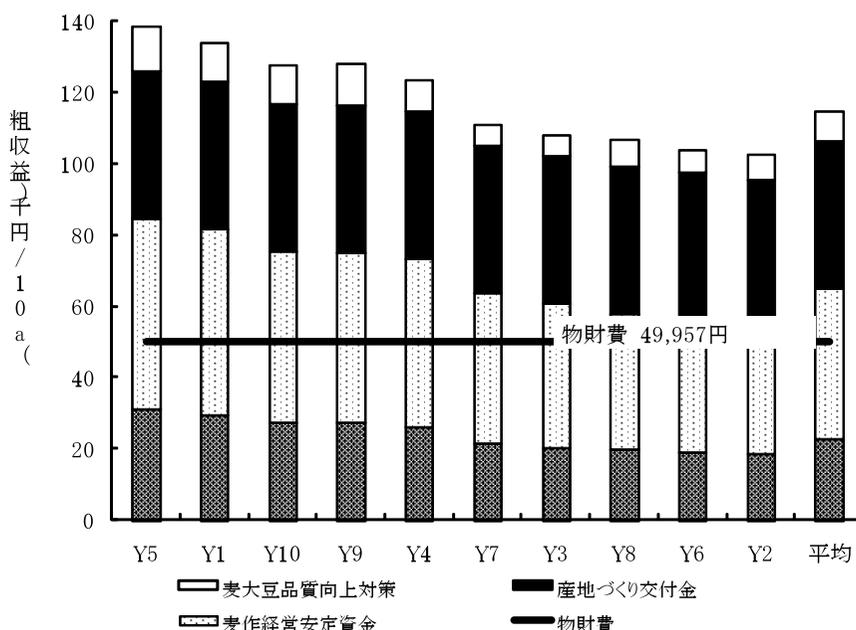


図4 Y組織構成員の小麦販売収入と助成金収入の推計(2006年産田作)

資料：Y組織聞き取り調査、JA北いしかり資料、当別町水田農業推進協議会資料より作成。

注：) 物財費は聞き取り調査を元に推計した。種子代、肥料代、農薬代は平均投入量により算出し、賃借料金は組織の平均支払利用料、農機具費は組織所有の機械の装備費用、土地改良及び水利費は当別土地改良区の経常賦課金を用いた。高熱動力費、その他諸材料費、租税公課、建物費は「米及び麦類の生産費 平成16年産」の値を用いた。

第二に、共同作業を行うことで以下のような個別経営の補完機能を発揮している。まず2004年からの3年間で肥培管理技術を改善し、2006年に組織設立後はじめて高品質小麦の組織平均単収が町平均を超え品質と土地生産性の向上に一定の効果が現れている。2004年と2005年はこれまでの生産技術を踏まえ圃場ごとに適切な管理を行うための施肥と防除の指針を作成している。2006年には高性能の防除機を共同購入し指針に基づいた共同防除作業を実施している。基本技術の励行を徹底した結果、2006年の高品質(1等)小麦の組織平均単収は307kg/10aとなり、この年の当別町の平均高品質小麦単収279kg/10aを上回る収量水準を実現している。

次に、機械作業の共同化により畑作物部門の合理化を進め、新規に施設園芸部門を立ち上げニラの共同栽培を開始している。小麦や豆類の機械作業は代表であるY1農家を筆頭にオペレータの男性6名が担当し、施設園芸は副代表のY2農家を含む女性8名が担当するという大まかな分業体制をとることで、新規部門の労働力を確保している。2004年に共同出資によりハウス施設を設置し、2005年に

ニラを定植，2006年から収穫が始まっている。収益は出役に応じて配分する予定であるが，現在は技術習得と初期投資の回収を優先し収益は全て組織収入としており，個別経営の収益確保には至っていない。

加えて，輪作体系構築のため加工用馬鈴薯の試験作付を開始している。ただし，その作付比率は小さく未だ小麦偏重の土地利用を行っており，輪作体系を見直すための対応は不十分である。

第三に，理念を共有する構成員が集合したことにより，体験農場や直売所の運営を開始している。これらは，長期的な視点に立った理念的な活動であり，全戸が参加して人数を確保し当番制をとることで個々の負担が少ない形で運営している。

### 5) 今後の展開と組織活動の課題

当別町の地域水田農業ビジョンにおいては，目標年次である2010年までに組織を法人化し集落経営体をつくることを目標としている。しかしY組織は，構成員のほとんどが認定農業者であり，品目横断的経営安定対策へは個別経営として加入している。政策に適応するための法人化が迫られていないため，一経営体への移行には慎重な姿勢を示し任意組織として柔軟な運営を行う意向である。2004年から2006年までの3年間で段階的に組織活動の範囲を広げているが，施設園芸部門による収益確保，新規作物導入による土地利用改善の成果が発揮できるまで，今後さらに組織活動を充実化していくことを課題としている。

## 5. 担い手不足地域における地域包括型組織による地域農業再編

### 1) 地域の概況と課題

前掲表2によると，M地区は農家戸数31戸，うち認定農業者が9戸でその割合が29.0%であり当別町の中では相対的に認定農業者割合が低い地区である。戸あたり水田面積が6.1haと小さく，経営主60歳以上の割合が58.1%であり小規模高齢農家が多くなっている。区画が小さく，地区面積189haのなかに未整備圃場40haを抱えている。排水性が悪く小麦や大豆の畑作物の生育に不利な条件をもつため，水稻・牧草・花卉野菜を中心とした土地利用を行っている。沢沿いで地形的な閉鎖性があり出入作がほとんどない（註7）。そのため，高齢農家の離農が発生した場合，地区内の担い手が農地を集積できなければ遊休農地が発生する懸念が大きい。しかし，地区内には規模拡大意欲のある農家がほとんどおらず，個別経営による農地集積には限界が見えはじめているため，農地の遊休化対策が課題

となっている。

## 2) 組織化の動向と担い手確保状況

こうした背景をもつM地区では、当別町地域水田農業ビジョンによる生産組織の優遇策をうけて、地区内で最も規模が大きく地域のリーダー的存在であるM1農家が小麦・牧草・小豆の機械作業を受託する作業受託組織M組織を2004年に設立している。この組織にはM1～M9農家の9戸が参加しており、オペレータとして労賃収入を確保することを目的としている。2004年の「ビジョン担い手」は組織構成員9戸、個別経営4戸で合計41.9%に留まっている。ただし、地区内の非担い手の転作面積をM組織が受託し利用集積していたため、地区全体の転作面積が水田農業構造改革交付金の支払対象となっている。

しかし、このままで品目横断的経営安定対策へ加入申請できるのは、認定農業者9名の所有面積86.0ha、面積シェア45.5%のみである。政策転換により支援対象から外れることをきっかけに非担い手の規模縮小や離農が促進されれば、最大で地区の1/2の農地が放出される。担い手である個別経営が短期間にその農地を集積することはあまりにも負担が大きい。そのため、代表のM1農家はM組織を、地区全体をエリアとする特定農業団体に再編し、将来的に地区を1つの経営体として運営していく計画を提案している。

提案を受けた非担い手側は、①支援対象が1/2から全面積まで広がり制度上のメリットが極めて大きいこと、②2年間のM組織の活動により組織運営のイメージが具体化したこと、③M組織が作業受託を行い土地利用の改善に成果が現れていること、④法人化までには設立後5年の猶予があり段階的な移行が可能であることの4点からこの案に賛成し2006年にM団体が設立している。品目横断的経営安定対策にはM団体として組織加入を行っており、94.3%の農家が支援対象となっている。

## 3) 組織の活動実態

前掲表4により組織の活動内容をみる。M団体は地区内31戸中29戸が参加しており、構成員が所有する173haを集積目標面積としている。設立初年度の2006年は、主要な転作作物3品目の地区内の全面積である61haを共同化している。小麦22ha、牧草31ha、小豆8haの3部門は肥培管理を含む全作業を共同化し、経理の一元化も開始している。残りは、基幹作物である水稲103haと花卉野菜8ha、その他地力作物など1haであり、これらの品目はまだ個別作業を行っている。作業は再編前のM組織のオペレータ9戸が継続して行っており、作物別作業班を編成している。委託層20戸は、全く組織の共同作業へ出役していない。作業機は

2005年に組織で購入した総合播種プランター、グレンドリル以外は構成員から借入している。

表6により構成員の特徴をみる。オペレータ層は地区内では相対的に規模が大きい経営を中心としている。一方で委託層は小規模の高齢専業農家や兼業農家である。土地利用をみると、水稲+花卉野菜の複合経営が7戸、水稲のみ3戸、花卉野菜のみ2戸である。残りの8戸は牧草などを作付けし、全作業を委託しており農作業は行っていない。

#### 4) 組織活動により

##### 発揮されている機能

担い手が少ない地域におけるM団体は、以下のような機能を有している。

第一に、政策適応により最も有利な支援を受けている。特定農業団体への組織再編によって「ビジョン担

い手」となり、品目横断的経営安定対策へも組織加入を行いほぼ全面積が支援対象となっている。

第二に、高齢農家の作付けの粗放化による農地の遊休化を抑制している。図5に委託層20戸の転作作物の作付面積の推移を示した。2003年間までは牧草・地力の作付けが増加し土地利用の粗放化が目立っていた。しかし、2004年に組織が設立してからは、小麦の作付けが増加している。M1農家は、米価下落による水稲収益性悪化に対し、2000年から牧草の捨作りを減らして、試験的に小麦作付けを続けていた。組織化以後は、政策支援を確保しながら、この取組みを地区全体

表6 M団体構成員の経営概要(2006年)

	役職	認定 農業者	経営 主年 齢(歳)	水田 面積 (ha)	品目別作付面積(ha)						転 作 率 (%)	
					水 稲	小 麦	小 豆	牧 草	花 卉 野 菜	そ の 他		
オペ レ ー タ 層	M1	代表	◎	46	21	12	5	3	0	0	42.7	
	M2	会計	○	43	11	8			3	0	28.9	
	M3	理事	○	41	11	7	3	1		0	39.7	
	M4			62	9	5	3	1			47.7	
	M5	理事	○	38	9	7		1		1	23.0	
	M6			68	8	6		1		1	27.2	
	M7	理事	○	41	7	6			0	1	17.9	
	M8			63	7				7	0	100.0	
	M9			65	6	1			4	1	73.3	
委 託 層	M10		○	61	11	11				0	3.4	
	M11	副長	○	43	7	7		0		0	7.0	
	M12		○	57	6	5				1	13.5	
	M13			70	5	3			2	0	42.4	
	M14	監事		51	4	4				0	10.5	
	M15		○	45	4	3				1	20.4	
	M16			37	4	3				0	9.3	
	M17			65	7	7					0	3.2
	M18	監事		48	5	5					0.0	
	M19			70	4	4					0.0	
合 計	M20			58	2				2	0	0	100.0
	M21			54	1		0			1	100.0	
	M22			63	10		3		7		100.0	
	M23			83	6		5		0		100.0	
	M24			73	2		2				100.0	
	M25			70	2				2		100.0	
	M26			71	2				2		100.0	
	M27			82	1				1		100.0	
	M28		…	1	1				1		100.0	
	M29			68	1				1		100.0	
合計			58	173	102	22	8	31	8	1	40.8	

資料:M団体H18年度総会資料,JA北いしかり資料より作成。

注:1)認定農業者には○を,うち「ビジョン担い手」の「高度」に区分される経営耕地面積15ha以上の経営には◎を記した。  
:2)…は不明を示す。

へ波及している。

第三に、M団体設立により地区内の連携が高まり、農地保全対策を行っている。長年の懸案事項であった未整備圃場 40ha について、基盤整備のスケジュールを定め、共同管理計画を策定している。また、農地・水・環境保全対策モデル事業を導入するなど積極的な活動を開始し

ている。有志による任意組織の段階では対応が難しい地域的課題に対して、特定農業団体への再編後には積極的に取り組んでいる。

#### 5) 今後の展開と組織活動の課題

2011年に特定農業法人として組織経営体に移行する計画である。2007年には基幹作物の水稲作業共同化を開始する予定であり、これまで委託のみであった20戸を含めた新たな出役体制を構築しなければならない。約170haに及ぶ大規模な経営体となるために、年齢や規模、土地利用の違う多様な農家をどのように結合していくのか、どのような管理運営体制を確立するのが課題である。

#### 6. おわりに

北海道水田地帯では、地域水田農業ビジョンにより個別経営に加え任意組織の構成員を「ビジョン担い手」に位置づける地域が存在している。事例とした当別町では、組織を優遇した制度設計により任意組織の設立を誘導している。その結果、町全体で多数の組織が設立し、非認定農業者が「ビジョン担い手」に組み込まれたことにより水田農業構造改革交付金の支援枠が拡大し、地域農業の生産基盤が広く確保されている。このような体制下でおこった生産組織化の実態と意義は地域の担い手存在状況により異なっている。

担い手存在地域では、地域水田農業ビジョンにおける生産組織を優遇した制度設計に強く反応し共同作業組織の設立が進んでいる。組織化にあたっては、これまでの作業受委託関係を基礎に農家が集合している。組織経営体への移行を急ぐ制度的理由がないため、個別経営を補完する機能をもつ任意組織として展開している。このような組織では、転作部門の収益確保を目的として集約化と高品質化のための新たな組織的投資を行っている。

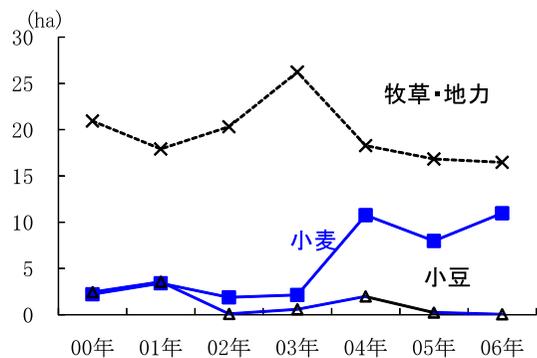


図5 委託層20戸の転作作付面積の推移

資料:M組織総会資料, JA北いしかり資料より作成。

一方、担い手不足地域でも、地域水田農業ビジョンに反応し作業受託組織が設立している。しかし、品目横断的経営安定対策の導入にともない、任意組織のままでは多くの非認定農業者が担い手から外れてしまうため、地区のほぼ全戸により集落営農組織として特定農業団体を立ち上げ経営体へ移行する計画を有している。このような組織では、農地利用集積を目的とし農作業受託体制を整備することにより高齢農家の作付け粗放化による遊休農地の発生を抑制している。また、地域包括的な組織体制によって政策支援を活用し農地保全や未整備圃場の基盤整備計画を進めるなど地域農業再編に取り組んでいる。

(註)

(註1) 「担い手」とは、経営所得安定対策等大綱において育成すべき経営体として提示された「経営耕地面積が10ha以上の認定農業者」と「一定期間内に法人化する集落営農組織」を指し限定的な意味で用いている。地域水田農業ビジョンにおいて協議会ごとに定められた担い手は「ビジョン担い手」と表記し区別している。

(註2) 坂下[1]は、近年の負債問題の深刻化への対応とし組織の法人化による農地の受け皿機能を評価している。また、仁平[2]ではかねてから組織活動が活発な地域を対象とし、土地利用再編問題を視点に地域を限定した地域農業再編のモデルが示されている。

(註3) ここでは「2005年農林業センサス」の数値を用い、石狩・空知・上川の3支庁の中から2005年現在の水田率が60%以上の市町村を取り上げて集計している。2005年の農業経営体・家族経営の15,628経営体の中で10ha以上層は6,058経営体である。

(註4) 当別町における水田農業構造改革交付金の交付額と交付単価(2004年)を参考資料1に示した。

(註5) 事例地区の位置は参考資料2参照のこと。

(註6) Y地区で活動している3組織の組織別圃場図を参考資料3に示した。

(註7) M地区の圃場図を参考資料4に示した。

## 引用文献

- [1] 坂下明彦「大規模水田地帯の地域農業再編－北海道長沼町・南幌町－」田代洋一編『日本農業の主体形成』筑波書房，2004年4月，pp. 93-122.
- [2] 仁平恒夫「北海道南空知地域における水田営農再編方向」『2004年度日本農業経済学会論文集』，日本農業経済学会，2004年，pp. 33-38.

参考資料1 当別町における水田農業構造改革交付金の交付額と交付単価(2004年)

交付総額		交付額 (千円)	構成比 (%)	担い手育成助成(A)					
					交付 単価 (円/10a)	交付 面積 (ha)	交付額 (千円)	構成比 (%)	
産地づくり交付金	担い手育成(A)	824,482	42	組織	大型	24,029	2,167	520,588	63
	転作作物(B)	787,204	40		高度	20,389	434	88,490	11
	うち産地づくり推進	524,699	27		標準	18,204	289	52,650	6
	うち生産調整推進	217,504	11	個人	高度	16,019	908	145,385	18
	うち特別調整促進	45,000	2		標準	8,009	217	17,368	2
	農地流動化(C)	115,749	6	合計			4,014	824,482	100
	作業受委託(D)	32,177	2	転作作物助成(B)					
	運営費	10,240	1		交付 単価 (円/10a)	交付 面積 (ha)	交付額 (千円)	構成比 (%)	
	小計	1,769,851	90	小麦	19,000	2,979	566,001	72	
	麦・大豆品質向上対策	159,320	8	大豆	19,000				
耕畜連携推進対策	40,177	2	飼料作物	14,250	620	88,336	11		
合計	1,969,348	100	一般作物	14,250	81	11,521	1		
			特例作物	9,500	82	7,799	1		
			産地促進	28,500	90	25,527	3		
			小豆	13,742	560	76,895	10		
			地力作物	7,600	110	8,372	1		
			その他	4,750	58	2,753	0		
			合計			4,579	787,203	100	
			農地流動化助成(C), 作業受委託助成(D)						
				交付 単価 (円/10a)	交付 面積 (ha)	交付額 (千円)	構成比 (%)		
			農地	14,563	645	93,979	81		
			流動化	3,640	598	21,769	19		
			借り手						
			貸し手						
			合計	1,243	115,749	100			
			受託	3,640	150	5,456	17		
			委託	16,150	97	15,653	49		
			組織						
			飼料・小豆						
			麦・大豆	20,900	53	11,069	34		
			合計	300	32,177	100			

資料:「H17年度 当別町水田農業推進協議会 総会議案」より作成。

注:1)「特別調整促進加算助成」の45,000千円は、「地域特例作物振興助成」として小豆に対する助成にあてられている。

2) 転作作物への助成における単価は、以下の3区分の助成単価を作物別に足した値である。

「水田を活用した作物の産地づくり推進対策」における作物別の単価

「米の生産調整推進対策」における生産調整実施面積に対する単価4,750円/10a

「地域特例作物振興助成」における小豆に対する単価8,042円/10a

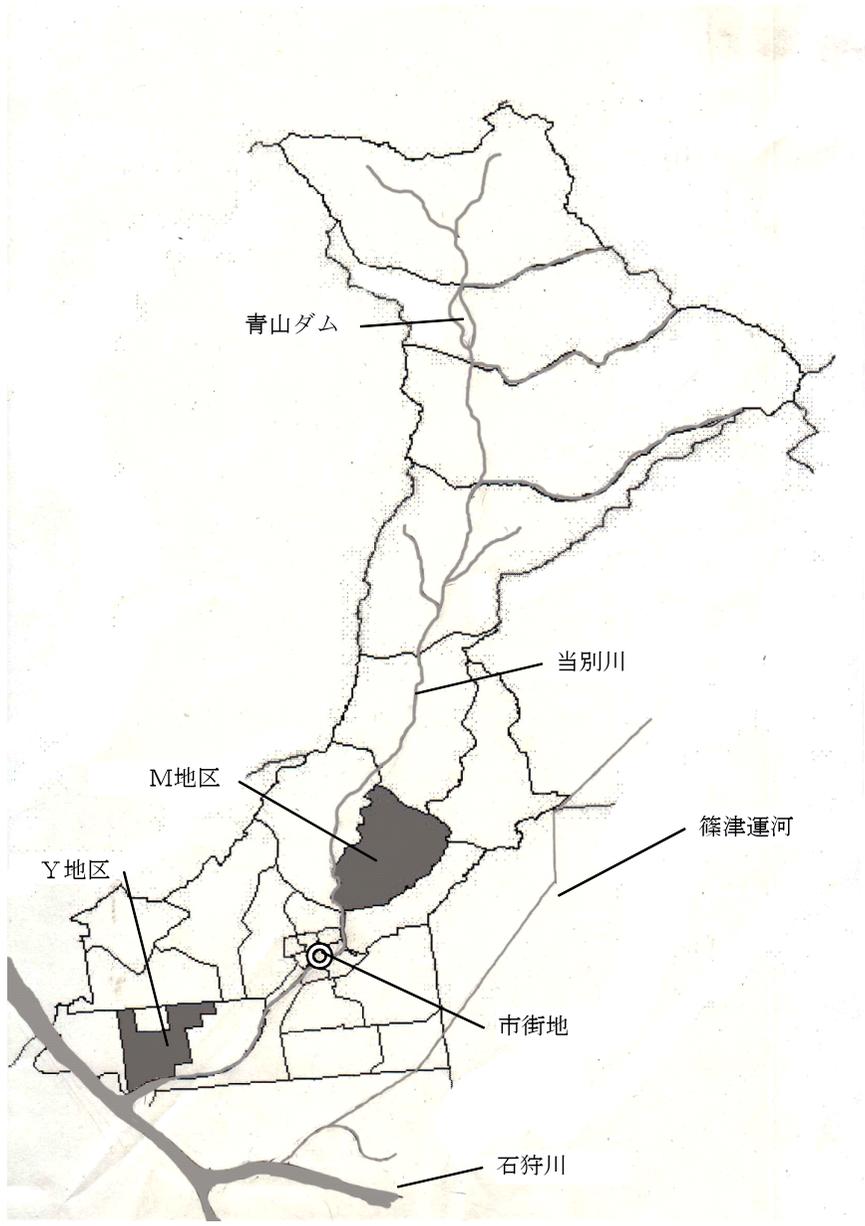
3) 作物の区分は以下の通りである。

一般作物:ビート、ソバ、雑穀

産地指定促進作物:アスパラ、人参、花卉、南瓜、馬鈴薯、キャベツ、いちご

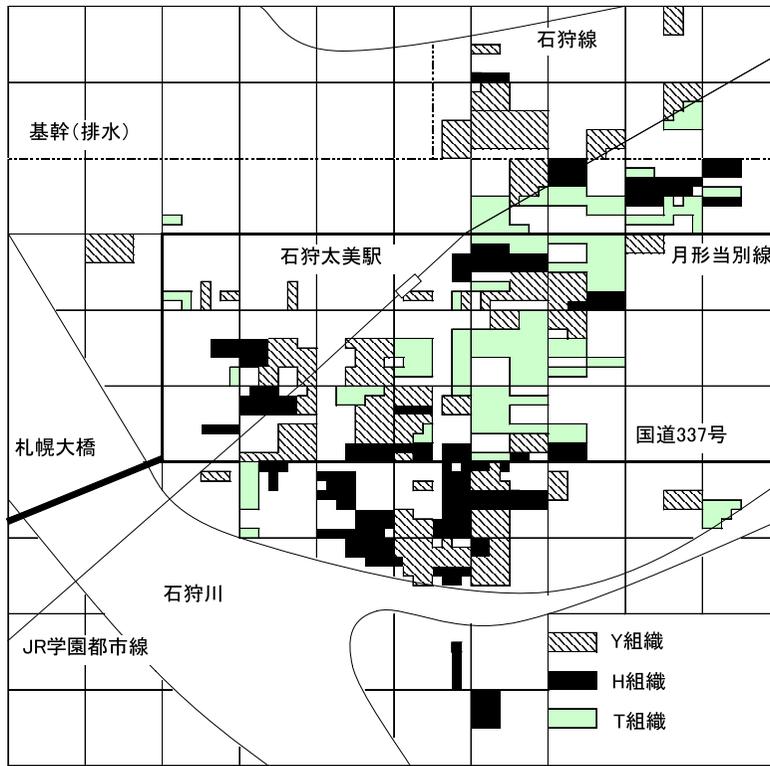
特例作物:野菜(産地指定促進作物を除く)

地力作物:連作を除く



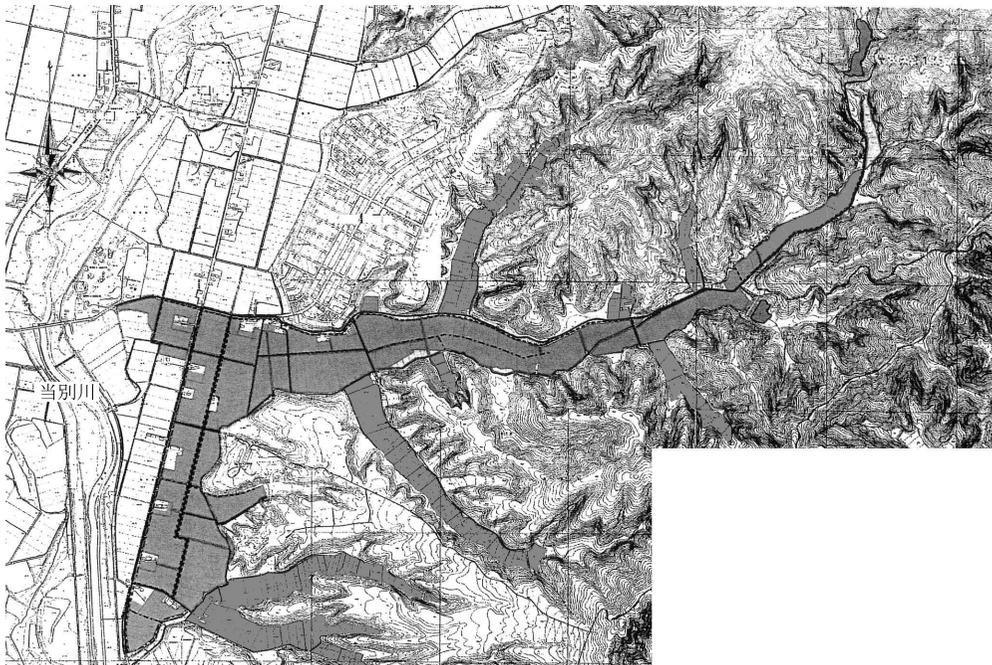
参考資料 2 当別町における事例地区の位置

資料:筆者作成。



参考資料3 Y地区における組織別の構成員所有圃場

資料:JA北いしかり資料より作成。



参考資料4 M地区の圃場

資料:当別町役場農政課資料により作成。